

4月1日より、福祉用具 貸与・販売の選択制が導入されます。

貸与・販売の選択制とは？

これまで、福祉用具は「原則レンタル」というルールに基づいておりましたが、4月1日より一部の福祉用具について、ご利用者様に特定福祉用具として購入かレンタルかを選択していただくことができるようになります。(限度額の10万円は現状のまま)

貸与・販売それぞれのメリット・デメリットをお伝えし、ケアマネージャーさんや医療職の方など多職種の見解を反映し、ご利用者様にとって最善の方法で提供させていただきます。

対象の福祉用具

スロープ

取り外しができる屋外用や、折りたたみ式の携帯用スロープを除く、その場に設置して常時置いておくタイプのもの



歩行器

歩行車を除く、全ての脚先に車輪がついていないもの
(ピックアップや交互式など)



単点杖

松葉杖を除く、肘支持型の歩行補助つえ
(ロフストランドクラッチなど)



多点杖

杖の先が複数に分かれているタイプのもの
(4点杖など)



ご質問等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

住宅リフォーム・福祉用具レンタル・販売

株式会社ハピネス

富山県高岡市野村 1355-9

TEL 0766-54-6114

